

# NPO法人憩いのまなび家イロトリドリ定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人憩いのまなび家イロトリドリという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県総社市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもから高齢者までの地域住民に対して、自然遊びや自主保育、フリースクール等を通じて学びや交流の機会を提供し、誰もが安心して過ごせる居場所づくりを行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 自然遊びを通じた体験活動の実施事業
- (2) 自主保育の運営事業
- (3) フリースクールの運営事業
- (4) 学童保育の運営事業
- (5) 地域住民が集える居場所づくりの事業

- (6) 伝統的日本人家屋の活用を図る事業
- (7) 子育て座談会・講座・カウンセリングの事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなけれ

ばならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総

会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、会場に来ることができない正会員は、インターネット等を利用したオンラインの会議システムによって、総会に参加し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

5 オンラインでの出席者がある場合は、以下の条件を満たす環境の整備を行う。

(1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。

(2) 総会に参加した者が正会員本人であることを確認できること。

(3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。

(4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示すること。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合と、オンライン会議による出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者に

あつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### （解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において選定したものに譲渡するものとする。

#### （合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

#### （公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NP

0法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西村 絵里子
副理事長	大熊 一恵
同	東 妙子
理事	大崎 友紀
監事	池上 裕仁郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	5,000円
正会員会費	5,000円 (1年間分)
(2) 賛助会員会費	3,000円 (1口)

(縦覧用)

## 役員名簿

NPO法人憩いのまなび家イロトリドリ

No.	役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
1	理事長	<small>ニシムラ</small> 西村 <small>エリコ</small> 絵里子	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; display: inline-block;">非公表</div>	有
2	副理事長	<small>オオグマ</small> 大熊 <small>カズエ</small> 一恵		無
3	同	<small>ヒガシ</small> 東 <small>タエコ</small> 妙子		無
4	理事	<small>オオサキ</small> 大崎 <small>ユキ</small> 友紀		無
5	監事	<small>イケガミ</small> 池上 <small>ユウジロウ</small> 裕仁郎		無

# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣 旨

現代の子どもたちや親を取り巻く環境は、家庭や学校、職場といった限られた枠組みの中で完結しがちになっています。オンラインでのつながりが広がる一方で、顔を合わせ、同じ時間と空間を共有する「リアルなつながり」は年々希薄になっています。子どもも親も、誰でも本当は誰かとつながりながら生きていきたいと願っています。

私たちは、0歳から100歳まで、誰もが自然に集える居場所が地域に必要なだと考えています。家庭でも学校でも職場でもない、評価や役割から一度離れ、安心して自分らしくいられる「第三の居場所」。そこは人と人が関わり合い、支え合い、共に育ち合える場です。

任意団体としての活動を続けてきましたが、事業を安定的に継続し、より多くの人へ開かれた地域資源として成長させるためには、透明性・信頼性を備えた法人格が必要です。他の法人格と比べても、非営利を前提とし公益性を重視するNPO法人は、私たちの理念と最も合致しており、継続的な居場所づくりを実現するために不可欠です。

本NPO法人は、世代を超えて人と人が出会い、お互いさまの気持ちで支え合い、育ち合える居場所づくりを通して、孤立のない地域社会の実現を目指します。小さなつながりの積み重ねが、子どもたちの未来を支え、親や大人の心をゆるめ、地域全体の力になると信じて、私たちは居場所づくりに取り組んでいきます。

## 2 申請に至るまでの経過

2013年5月に、子育ての悩みや喜びを分かち合いながら、自然の中で親子共に伸び伸びと過ごす場をつくりたいという想いから、親子サークル「お山の会」を発足しました。

多くの親子と出会い活動を続ける中で、保護者の孤立、不登校や発達に関する悩み、家庭環境の多様化など、「一時的な集まり」ではなく「継続的に支え合える居場所」の必要性を強く実感するようになりました。そこで、2020年1月に任意団体「お山の会okayama」として組織化し、自然遊びを中心に、自主保育、フリースクールへと活動の幅を広げてきました。

その後、一部の利用者へのサービス事業にとどまるのではなく、公共性を高め、地域との連携や外部機関との協働を進めるために、2025年1月に屋号を「憩いのまなび家イロトリドリ」に変更しました。そして、継続的かつ安定的に事業を行い、より多くの親子や地域住民に安心して参加していただくためには、組織基盤の強化、社会的信用の向上、助成金や補助金の活用体制の整備が不可欠であると考えに至り、NPO法人を設立することを決意しました。

令和8年4月 NPO法人化に向けた設立総会を開催。

令和8年4月11日

NPO法人憩いのまなび家イロトリドリ

設立（代表）者 住所 岡山県倉敷市沖新町22番地8

氏名 西村絵里子

# 令和7年度事業計画書

法人成立の日から令和8年9月30日まで

## NPO法人憩いのまなび家イロトリドリ

### 1 事業実施の方針

本団体は、子どもが安心できる居場所を持ち、自然の中で主体的に学び・遊び・育つことを大切にしながら、地域と協力して活動を進める。設立初年度は、以下の方針に基づき、基盤づくりと小規模での安定的な事業運営を行う。

・フリースクール事業・自主保育事業・自然遊び事業を少人数から開始し、子ども一人ひとりに丁寧に対応する体制を整える。

・活動における安全確保を最優先とし、保護者・地域住民との信頼関係を築きながら運営を行う。

・地域の自然や公共施設を活用し、関係機関や住民と連携して、地域に開かれた活動を進める。

・スタッフとボランティア、保護者の協力体制を強化し、運営方法や活動内容を検証しながら、次年度以降の継続的な発展につなげる。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	支出見込額 (千円)
①自然遊びを通じた体験活動の実施事業	季節行事、 イベント	月1～2回 程度	県内外の公園や 森、総社市内の 拠点施設など	2	乳幼児～大 人30人	32
②自主保育の 運営事業	実施予定なし	—	—	—	—	0
③フリースクールの運営事業	学習支援、自然体験 プログラム	週3日 (平日)	総社市内の拠点 施設など	5	小中学生 20人	466

④学童保育の 運営事業	○長期休暇中の学習 支援、自然体験プロ グラム ○平日（水、金） 夕方の学童保育	○春季、夏 季、冬季の 年3回 ○週2回	総社市内の拠点 施設など	5	小中学生 25人	616
⑤地域住民が 集える居場所 づくりの事業	実施予定なし	—	—	—	—	0
⑥伝統的 日本家屋の活用を 図る事業	レンタルスペース	週1～2回	総社市内の拠点 施設	1	乳幼児～ 大人30人	2
⑦子育て座談 会・講座・カウ ンセリングの 事業	座談会	実施予定 なし	—	—	—	0
	講座	実施予定 なし	—	—	—	0
	カウンセリング	実施予定 なし	—	—	—	0
⑧その他、こ の法人の目的 を達成するた めに必要な事 業	実施予定なし	—	—	—	—	0

# 令和8年度事業計画書

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

## NPO法人憩いのまなび家イロトリドリ

### 1 事業実施の方針

本団体は、設立初年度で培った運営体制や地域との信頼関係をもとに、翌年度は事業の充実と拡大を図る。引き続き子ども一人ひとりの成長を大切にしながら、以下の方針で活動を行う。

- ・フリースクール事業では学習支援や居場所づくりを継続し、より多様な活動を取り入れる。自主保育事業では活動日数や対象者を拡大し、保護者との協力体制を強める。自然遊び事業では定期的な自然体験を継続し、体験内容を広げる。

- ・初年度より多くの子どもや家庭に参加を呼びかけ、地域全体に開かれた活動へと発展させる。

- ・自治体・教育機関・地域団体などと連携を深め、地域資源を活かした活動を広げる。

- ・スタッフ・ボランティアの役割を明確化し、活動記録や安全管理の仕組みを整備し、継続可能な運営を実現する。

- ・活動の成果を整理・発信し、将来的にはより広い地域や多様な子どもたちを受け入れられる体制づくりを目指す。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	支出見込額 (千円)
①自然遊びを通じた体験活動の実施事業	季節行事、 イベント	月1～2回 程度	県内外の公園や 森、総社市内の 拠点施設など	2	乳幼児～大 人60人	340

②自主保育の 運営事業	自主保育、 親子活動	1クール8回 /年3クール	総社市近郊の公 園や森、総社市 内の拠点施設な ど	2	未就学児と 保護者50人	412
③フリースク ールの運営事 業	学習支援、自然体験 プログラム	週3日 (平日)	総社市内の拠点 施設など	5	小中学生 20人	2510
④学童保育の 運営事業	○長期休暇中の学習 支援、自然体験プロ グラム ○平日(水、金) 夕方の学童保育	○春季、夏 季、冬季の 年3回 ○週2回	総社市内の拠点 施設など	7	小中学生 60人	1203
⑤地域住民が 集える居場所 づくりの事業	子どもカフェ 大人カフェ	不定期開催 (年1回程 度)	総社市内の拠点 施設	1	乳幼児～ 大人40人	5
⑥伝統的日本 家屋の活用を 図る事業	レンタルスペース	週1～2回	総社市内の拠点 施設	1	乳幼児～ 大人60人	18
⑦子育て座談 会・講座・カウ ンセリングの 事業	座談会	随時	総社市内の拠点 施設	1	大人10人	5
	講座	実施予定 なし				0
	カウンセリング	実施予定な し	—	—	—	0
⑧その他、こ の法人の目的 を達成するた めに必要な事 業	実施予定なし	—	—	—	—	0

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人設立の日から令和8年9月30日まで

NPO法人憩いのまなび家イロトリドリ  
 (単位：円)

科目	金額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	50,000		
賛助会員受取会費	30,000	80,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	700,000	700,000	
3. 事業収益			
自然遊び事業収益	18,000		
フリースクール事業収益	420,000		
学童保育事業収益	960,000		
伝統的日本人家屋の活用を図る事業収益	8,000	1,406,000	
経常収益計			2,186,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	657,000		
法定福利費	2,000		
人件費計	659,000		
(2) その他経費			
業務委託費	12,000		
印刷製本費	37,500		
消耗品費	30,000		
原材料費	289,500		
食糧費	9,000		
水道光熱費	63,000		
保険料	4,500		
外部施設利用料	12,000		
その他経費計	457,500		
事業費計		1,116,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	162,500		
給料手当	180,000		
法定福利費	600		
人件費計	343,100		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		343,100	
経常費用計			1,459,600
当期経常増減額			726,400
当期正味財産増減額			726,400
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			726,400

令和8年度 活動予算書  
 令和8年10月1日から令和9年9月30日まで  
 NPO法人憩いのまなび家イロトリドリ  
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入金	50,000		
賛助会員受取会費	60,000	110,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000	200,000	
4. 事業収益			
自然遊び事業収益	204,000		
自主保育事業収益	630,000		
フリースクール事業収益	2,460,000		
学童保育事業収益	2,160,000		
居場所づくり事業収益	16,800		
伝統的日本人家屋の活用を図る事業収益	80,000	5,550,800	
5. その他収益			
受取利息	10,000	10,000	
経常収益計			6,170,800
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,626,900		
法定福利費	7,880		
人件費計	2,634,780		
(2) その他経費			
業務委託費	50,000		
印刷製本費	150,000		
消耗品費	120,000		
原材料費	1,152,900		
食糧費	36,000		
水道光熱費	250,000		
燃料費	30,000		
保険料	20,000		
外部施設利用料	50,000		
その他経費計	1,858,900		
事業費計		4,493,680	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	650,000		
給料手当	720,000		
法定福利費	2,500		
人件費計	1,372,500		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		1,372,500	
経常費用計			5,866,180
当期経常増減額			304,620
当期正味財産増減額			304,620
前期繰越正味財産額			726,400
次期繰越正味財産額			1,031,020